

準備委員会企画シンポジウム

「校内暴力と青年心理学」

オーガナイザー 宮 川 知 彰（東北大学）

企画の主旨：校内暴力、家庭内暴力等々の中学生、高校生の暴力事件ひいては青少年の諸種の非行・犯罪（しかも「凶悪化した」）が昨今とみに頻繁に報道されて大きな社会問題の1つになっている。こうした青少年問題を総合的全面的に検討して、これらの非行・犯罪を減少させるための、できうれば消滅させるための教育的社会的諸条件の設定を提案することは、教育心理学にも課せられた使命の1つであろう。

しかし、「青少年の非行・犯罪の問題」を総合的全面的に「教育心理学」の立場で検討するとすると、このことだけでも、この教育心理学会総会の3日間の会期を埋めてもお足りないことになるであろう。

そこで、今回はとくに、検討の対象を「校内暴力」にしばって、教育心理学の一部門である「青年心理学」の立場からの討論を中心にすえたシンポジウムを企画してみた。

このように検討の立場と対象を限定するとはしても、「校内暴力」の問題を解明していくのに、必要があれば、青少年の他の非行問題をも討論の中に含めざるをえなくなるだろうし、青年心理学以外の他の立場からの知見の提供を受けることも必要になるであろう。このことまでも、本シンポジウムにおいて制限するつもりはない。このことは現に、立場と対象を限定したはずのこの企画そのものの内容が、すでに、この限定を越えた内容のものになっていることからもおわかりいただけるであろう。そして、結局は、校内暴力についての討論でも、2日にわたる長いシンポジウムとしてオーガナイズせざるをえなかったのである。

第1セッション：校内暴力の現状と対策

ここでは、実践的活動の「現場」からみた校内暴力の現状とその対応、ならびに校内暴力の歴史的視点についての報告と討論が行われた。

司会者 佐々木 保 行（宇都宮大学）

星 野 命（国際基督教大学）

報告者

(1) 能重 真作（東京都足立区立第十二中学校）

「校内暴力ととりくみ(1)」

校内暴力を対教師暴力に焦点化して考察すると、校内暴力の質的变化から次の4段階に区別することができよう。第1は昭和48年から50年前後の時期の校内暴力……高度経済成長期の延長としての遊び型による暴力行為。第2は昭和52から昭和53年頃からの校内暴力……暴力の振り方や集団の規模が変化し、遊びとはいえない状況の中で発生した。暴力の対象は、オイルショック以後の経済不況により、所謂エリートコースを歩んできた若い教師がねらわれた。これはきわめて人間的と思える非行と非人間的な育ち方をした青年教師との間の軋轢が原因である。第3は昭和54年頃の校内暴力……教師経験が5年から10年の者と生活指導の教師とが中心的に被害を受けた。第4は昭和55年頃からの校内暴力……非行全体の右傾化により、組合関係の特定の教師が対象とされた。

ところで第1期の校内暴力は、ある種の甘えの逆説的表現とみられる。これは幼児期の養育態度・遊び集団の社会的体験の希薄等による発達疎外によってひき起こされたものであろう。第2期以後の校内暴力の発生の基盤には、学校・教師の側に大きな問題がみられる。

それは学校の管理体制の強化により人間性を抑圧する手段に対して、子どもの側から反発が出るのである。第2は子どもの悪さを子どもの行為にとどめておく大人の抑止力が働かないことから、暴力行為が発生する。

これらの校内暴力は、通常、以下の4段階を経過して出てくる。①眼に見えないところへの器物破損、②眼に見えところへの器物破損、③教師への暴言・いやがらせ、④教師への暴力。

では校内暴力を解決するための方策はどうあるべきか。校内暴力の発生している学校には、必ずといってよいほど教師間の分裂がある。したがって子どもを教育するということで一致することが大切である。さらに校内暴力は、教師の人間的資質を確かめられている状況の中での事件であるため、教師自身の人間変革、たとえば授

業がはじまったらすぐに教室へ行くことや納得させるような校則の説明など、教師としての当然の責務を行うことによって、人間的対決をすることが必要である。

(2) 菊池 鮮（宮城県栗原郡畑岡小学校）

「校内暴力ととりくみ(2)」

昭和23年に小学校教師として出発し、昭和30年に中学校の教師になった。とくに中学へ転勤になったとき、中学校はこれでいいのだろうかという危機と不安に襲われ、大変なショックを受けた。それは子どもたちに、勉強とは教え合うものだということを小学校で強調し、また一人の悲しみはみんなの悲しみに、一人の喜びはみんなの喜びに、というモットーがどこの小学校にもあり、横の関係が重視されてきた。

しかしこのような側面は中学校でみられず、一体、これほど学校や生徒が変わったのは何だろうかと考えてみた。その結果、教育の中に間違いを許さないという考えが、横行していたことが大きな原因で、ここには教育は存在しない。

この傾向は職員会議や教師の授業の場合にもいえることであり、横社会を目ざした学校がタテ社会へ変質しつつあることを反映している。いわばタテの糸で学校を整備しようとするもので、教師と子どもの話し合う機会が奪われているのである。

こうした状況では、子どもの苦しみが教師へ、教師の苦しみが子どもへ伝わりにくい。学校での大幅な自由時間、昼休みの時間、それに掃除の時間等が確保されれば、教師と子どもは触れ合い、話し合うことができる。校内暴力は、これらの状況の中では決して起こらないだろう。

では何故、人間的な触れ合いの場がなくなったのだろうか。その原因を教師の側に求めることはできない。基本的に教育行政の問題に責任が存在する。行政が悪化すると、教師の悪い面は出やすくなるものである。

(3) 小宮山 要（科学警察研究所）

「校内暴力と対策」

校内暴力のうち、対教師暴力の特徴を全国的視野と警察的な視点から、特徴を列記する。

1) 凶暴性が強くなっている。

2) 校内粗暴集団、いわゆる番長グループの背後に、暴走族あるいは元番長や地域の非行集団が存在する。全国的にみると対教師暴力を起こした中学生の58%が、番長グループに属している。

3) 校内暴力児は、学校の生活についていけない、いわゆる落ちこぼれ組である。対教師暴力を起こした592人の子どもの、上・中・下の3段階別による成績評価では、85%が下の段階に位置した。

4) 非行歴を比較すると、一般の非行少年の非行歴は27.5%であるが、校内暴力児の非行歴は54.6%である。このように非行性が進んでいる。なかでも3回以上補導された割合は11.5%にものぼる。

5) 家庭のしつけの状態をみると、放任された子どもが72.8%、溺愛された子どもが10.8%である。この割合は一般の非行少年とくらべても高いものである。

両親の欠損状況は、21.3%が両親または片親の欠損である。このように家庭的にめぐまれていない状況がわかる。

6) 校内暴力の発生した学校が、内部で穏便に処理をしようとする“教育的配慮”が先行し、かえって暴力行為を助長し、裏目に出ることになる。

7) 対教師暴力は全国的に普遍化されてきており、年間を通じて発生している。また教室の中で、それも授業中に行われる場合が多い。

(4) 大坂 誠（仙台小松島子どもの家）

「校内暴力と家庭内暴力」

家庭内暴力を中心に、とくに情緒障害児短期治療施設での治療を報告する。

家庭内暴力はアメリカにも見られる現象で、決してわが国独自の病理現象ではない。この家庭内暴力は、日本社会独特の文化特性から生まれたものではなく、社会・経済の大きな変化からもたらされたものである。

昭和45年頃からあらわれた家庭内暴力は、例外なく登校拒否を伴っており、その当時の社会は物に対する消費を美德とし、一方、人間の尊重や労働は否定されるという混乱した価値観が横行していた。

このような状況の中で、企業に使われた父親は子どもにかかわれないため、母親がかかわった。この時の父親像は、おだやかでやさしく、見えのいい父親そして仕事熱心で有能であった。一方、母親は過敏で完全主義、それに見えっぱり・負けずぎらいのタイプであった。子どもは、気が小さく、わがままで劣等感をもち、忍耐性がなく、柔軟性に乏しかった。

このような子ども像が出てくる背景には、①3～4才頃の自立ができていない、②小学3～4年頃のギャングエイジに仲間をつくれない、というように、2つの発達危機をのり越えていない子どもである。したがって青年期を迎えた時に、適応できずに暴力的行為をふるうこと